

令和8年度農作業等標準労働賃金について

和水町農業委員会

和水町農業委員会では、令和8年度の農作業労働賃金及び請負労賃の標準額を、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

農作業等労働賃金及び土耕機械請負賃金

単位：円（税込）

作業名	単位	金額	備考	
一般農作業	男女とも 1日	8,300		
初田耕耘	10a当 (反当)	8,300		
2回目以降耕耘	10a当 (反当)	5,500		
畑耕耘	10a当 (反当)	5,500	普通畑	
代かき	10a当 (反当)	12,000	2回分	
機械田植え	10a当 (反当)	圃場整備済田	8,000	苗は地主持ち
		未整備田	9,000	
脱穀	10a当 (反当)	8,000	ハーベスター	
コンバイン刈取	10a当 (反当)		18,000	角刈は、持ち主で行う
		倒れ刈り取り	20,000	
生粃運搬	10a当 (反当)	2,000		
粃摺り	60Kg当	900		
乾燥	60Kg当	生粃	1,400	
		掛干し	800	
畦塗り	m当	100		
※機械使用にかかる燃料は、機械主持ちとします。				

※この金額は、農家の方がそれぞれに雇用・請負をされる場合の目安です。

※実際の金額は、諸事情により貸し手・借り手の双方でよく話し合せて決めて下さい。

令和8年度 和水町賃借料情報

農地法の改正に伴い、標準小作料の制度が廃止され、農業委員会が農地の賃借料情報を提供することとなっています。

この「賃借料情報」は、実勢の集計値の情報です。

実際の契約の際は、貸し手、借り手の双方でよく話し合ってください。

令和7年1月から令和7年12月までに締結（公告）された賃借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりです。

No.	区分	平均額	最高額	最低額	データ数 (筆数)
1	田 (水稻)	26,800円	65,400円	3,000円	153
2	田・畑 (施設)	32,100円	32,700円	30,000円	4
3	普通畑	10,200円	15,000円	7,500円	18
4	樹園地	7,400円	25,000円	1,300円	21
5	牧草畑	6,700円	10,000円	5,000円	3

注1 賃借料を物納としている場合は、**60キロ当たり32,700円**で換算しています。

注2 平均額は、データ数による加重平均です。

〈問い合わせ先〉

和水町農業委員会 事務局

TEL：0968-34-3111